

○こども学校応援地域交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育てや子供・教育に関するボランティア活動を行っている団体同士の連携した取組に対し、資金的な支援を行い、学校・家庭・地域が一体となった、地域総ぐるみで子供を育てようとする仕組みの実現を図ることを目的として交付する、子ども学校応援地域交付金（以下「交付金」という。）の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主体団体 事業を共に実施する団体の中で、取りまとめ等の役割を果たし、特に主体となる団体をいう。
- (2) 連携団体 事業を共に実施する団体の中で、主体団体以外の団体をいう。

(団体の要件)

第3条 主体団体及び連携団体の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 構成員のおおむね5割以上が市民であること。
 - (2) 市内の学校又は地域で子供に係わるボランティア活動を行っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は主体団体及び連携団体として認めない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (4) 活動実体のない団体
 - (5) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める団体

(交付対象事業)

第4条 交付金は、次の各号に掲げる要件を備えた事業（以下「交付対象事業」という。）に対

して交付する。

- (1) 主体団体及び連携団体が連携して実施し、中心となるコーディネーターボランティアが存在すること。
- (2) 地域の子供の健やかな成長を支える取組であること。
- (3) 交付決定後に実施するもので、申請のあった年度の2月末日までに完了すること。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、次の各号に掲げる事業に対しては交付しない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (4) 特定の公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- (5) 地域住民等の自由な参加を認めない事業
- (6) 思想、主義又は主張を広めることを目的とする事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業

(交付金額)

第5条 交付金の額は、1交付対象事業につき5万円を限度とし、市長が必要と認める場合は、さらに5万円を加えた額を限度として、対象経費の全額を交付することができる。ただし、予算の範囲内とする。

2 対象経費は、交付対象事業を準備及び実施するために必要となる消耗品費、印刷製本費その他市長が認めるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付金を受けようとする主体団体は、市長が指定する日までに交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号の2）を市長に対して提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査により当該申請の内容を査定の上交付の可否を決定し、その結果を速やかに交付不交付決定通知書（様式第2号）により主体団体に通知する。

(交付金の交付)

第8条 交付金は、交付決定後、主体団体の請求により交付する。

2 主体団体は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、こども学校応援地域交付金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による正当な請求を受理した日から30日以内に、交付金を交付する。

(交付決定事業の変更申請)

第9条 交付の決定を受けた主体団体がその事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ関係書類を添えて変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(変更決定及び通知)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更承認通知書(様式第5号)により主体団体に通知する。

(決定の取消し)

第11条 市長は、主体団体又は連携団体について偽りその他不正の行為が発覚した場合には、交付金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告等)

第12条 主体団体は、交付金の交付を受けた事業が完了したときは、速やかに、次の各号に掲げる書類を添えて、実施報告書(様式第6号)及び事業報告書(様式第6号の2)を市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 事業の実施状況が分かる写真

(交付金の返還)

第13条 市長は、第10条の規定により交付決定事業の変更申請を承認した場合において、すでに変更後の額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える金額の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第 11 条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を確認し、支出金額を超える額の交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超えた金額の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

年 月 日

帯広市長 様

主体団体名

代表者 氏名

印

担当者 氏名

住所

電話番号

こども学校応援地域交付金交付申請書

こども学校応援地域交付金の交付を受けたいので、こども学校応援地域交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 円

添付書類

- ・事業計画書

こども学校応援地域交付金 事業計画書

主体団体名		代表者	
連携団体名	, ,		
事業名			

事業の目的	※事業を通しての目的を記入してください

実施日時	実施場所

事業の内容	※事業で何をする予定ですか？具体的に記入してください。

連携の効果	※連携することでどのようなメリットがありますか？

裏面も記入してください

メンバー表	※事業にかかわる人は誰ですか? < 氏名 (団体名) >		
代 表	()
副代表	()
会 計	()
,	,	,	()
,	,	,	()
,	,	,	()

上の方のうち、各団体間で連携を取る際に中心となる方 (代表コーディネーター)
()

必要経費		
項 目	金 額	事業費
		内 訳
合 計		

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長

交 付
子ども学校応援地域交付金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子ども学校応援地域交付金の交付については、
次のとおり交付すること
交 付 し な い こ とを決定したので、子ども学校応援地域交付金交付要綱第7条の
規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、帯広市（訴訟において帯広市を代表する者は帯広市教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

帯広市長 様

主体団体名

代表者 氏名

印

担当者 氏名

住所

電話番号

こども学校応援地域交付金交付請求書

年 月 日付けで交付決定通知のあったこども学校応援地域交付金について、こども学校応援地域交付金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

《受取方法の指定》

い ず れ か を 選 択	市役所会計課	(フリガナ)
	<input type="checkbox"/> 窓口払い (受取人)	役職名 氏名
		住 所 帯広市
		電 話 ()
	<input type="checkbox"/> 口座振替 (口座名義人)	金融機関 / 本店・支店
		口座番号 普通・当座 (フリガナ) 口座名義人
窓口受取人又は口座名義人が代表者と異なるときは、「委任状（様式第3号の2）」を添付してください。		

※ 該当する受取方法にレ点をし、必要事項を記入してください。

※ 口座名義人・フリガナは省略せずに通帳に記載のとおり記入してください。

※ ゆうちょ銀行を希望される場合は、

【他金融機関からの振込用紙の店名・口座番号・預金種目】をご記入ください。

委 任 状

このたび、こども学校応援地域交付金の受領について、都合により下記
のとおり代理人を定め、その権限を委任します。

年 月 日

帯広市長 様

委任者 (団体代表者) <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">捨印</div>	団 体 名	
	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電話番号	
受任者 (窓口での受取人 又は口座名義人) <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">捨印</div>	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電話番号	

年 月 日

帯広市長 様

主体団体名

代表者 氏名

印

担当者 氏名

住所

電話番号

こども学校応援地域交付金変更承認申請書

年 月 日付で交付決定のあったこども学校応援地域交付金について、次のとおり当該事業計画の変更の承認を受けたいので、こども学校応援地域交付金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更箇所	
変更（中止又は廃止）の理由	
変更（中止又は廃止）の内容	
添付書類	事業計画書（様式第 1 号の 2）

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長

こども学校応援地域交付金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあったこども学校応援地域交付金については、次のとおり変更を承認したので、こども学校応援地域交付金交付要綱第10条の規定により通知します。

変更箇所	
変更（中止又は廃止）の内容	

（備考）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、帯広市（訴訟において帯広市を代表する者は帯広市教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

帯広市長 様

主体団体名

代表者 氏名

印

担当者 氏名

住所

電話番号

こども学校応援地域交付金実施報告書

年 月 日付けで交付決定通知のあったこども学校応援地域交付金について、事業が完了したので、こども学校応援地域交付金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

添付書類

- ・ 事業報告書
- ・ 領収書の写し
- ・ 事業の実施状況がわかる写真

こども学校応援地域交付金 事業報告書

主体団体名		代表者	
連携団体名	, ,		
事業名			

事業の目的	※事業を通しての目的を記入してください

実施日時	実施場所

事業の内容	※事業で何をしましたか？参加者の反応はどうでしたか？
事業参加者：	人

成果・課題	※事業を通してどのような成果がありましたか？また、反省点は何かありましたか？

裏面も記入してください

メンバー表	※事業にかかわった人は誰ですか? < 氏名 (団体名) >		
代 表	()
副代表	()
会 計	()
, , ,	()
, , ,	()
, , ,	()

上の方のうち、各団体間で連携を取る際に中心となった方 (代表コーディネーター)	
()

事業支出		事業費	
項 目	金 額	内 訳	
合 計			